

受付時間 午前9時から午前11時30分

午後1時から午後4時30分

本届出書の他に添付書類がある場合がございますので注意してください。

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号）が令和3年1月1日に施行され、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）が改正されたことに伴い、**法定様式及び本県で提出を求めている様式の全てについて押印を不要とします。**また、個人名の記載は全て記名（自筆によらない）で差し支えありません。

記入文字の訂正方法について

これまでは、申請（届出）受付時において訂正がある場合に、訂正印（捨印）による記入文字の訂正処理を認めていましたが、押印廃止により訂正者の特定ができなくなることから、当該訂正処理方法（訂正印（捨印））は廃止します。

訂正を要する場合は、**様式の差替え若しくは朱書きによる訂正により対応することとします。**

行政書士による代理・代行の場合は様式（1ページ第1面右下余白）に、記名・職印（所属する行政書士会に届け出たもの）の押印が必要です（行政書士法施行規則第9条第2項及び第11条）。

・代理の場合、申請（届出）者欄の押印は不要となりました。

# 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書

(第一面)

該当する番号に○で囲む

下記のとおり、宅地建物取引業者名簿の登載事項のうち、  
(1) 商号又は名称 (2) 代表者又は個人 (3) 役員 (4) 事務所 (5) 政令第2条の2で定める使用人 (6) 専任の宅地建物取引士  
について変更がありましたので、宅地建物取引業法第9条の規定により届け出ます。(該当するものに○印をする)

令和2年10月10日

中部地方整備局長  
愛知県知事

届出日を記入

商号又は名称・主たる事務所の所在地・代表者・電話番号の変更の場合は変更後の内容を記入

届出者 商号又は名称 **株式会社 愛知県不動産**  
郵便番号 ( **440 - 8515** )  
主たる事務所の所在地 **豊橋市八町通五丁目4番地**  
**東三河総合ビル101号室**  
氏名 **代表取締役 愛知 花子**  
(法人にあつては、代表者の氏名)

建物名称、部屋番号も記入

電話は他の法人等と重複しない固有のもの

「※」部分は、記入不要

電話番号 ( **0532** ) **54** - **5111**  
ファクシミリ番号 ( **0532** ) **53** - **1379**

受付番号

受付年月日

届出時の免許証番号

※

※

**2 3**

(1)

**3 8 8 0 0**

商号又は名称に変更があった場合に記入

○法人業者の場合 変更の事実の年月日(法人の履歴事項全部証明書の「変更」日)を記入。「登記」日は記入しない。  
○個人業者の場合 変更の事実の年月日を記入すること

項番

◎商号又は名称

11	変更年月日		年		月		日
変更後	フリガナ						
	商号又は名称						

濁点も一文字として記入

フリガナ

確認欄

※

○法人業者の代表者に変更があった場合、法人業者及び個人業者の代表者の氏名に変更があった場合に記入  
○変更後は就任者、変更前は退任者を記入

変更の事実の年月日 (法人の履歴事項全部証明書の「就任」日)を記入。「登記」日は記入しない。

◎代表者又は個人に関する事項

変更区分

該当する番号を記入

12	変更年月日	R		2	年	1 0	月	0 1	日
変更後	役名コード	0 1							
	登録番号	2 3	8 0 8 0 8						
	フリガナ	アイチ	ハナコ						
	氏名	愛知	花子						
	生年月日	S	5 5	年	0 5	月	2 1	日	

1. 就退任
2. 氏名

○有効期限内の宅建士証の交付を受けている場合、登録番号を右詰めで記入  
○愛知県知事の登録を受けている宅建士は最初の2桁は「23」

変更の事実の年月日(法人の履歴事項全部証明書の「退任」日、「辞任」日)を記入。「登記」日は記入しない。

変更前	変更年月日	R		2	年	1 0	月	0 1	日
	役名コード	0 1							
	登録番号								
	フリガナ	アイチ	タロウ						
	氏名	愛知	太郎						
	生年月日	S	3 5	年	0 9	月	3 0	日	

役名コード  
「01」代表取締役、「02」取締役  
「04」代表社員

確認欄

※

「※」部分は記入不要

受付番号

※							
---	--	--	--	--	--	--	--

届出時の免許証番号

2	3	(1)	3	8	8	0	0
---	---	-----	---	---	---	---	---

第一面と同じ

○代表者以外の役員の就退任があった場合に記入  
 ○変更後は就任者、変更前は退任者を記入

変更の事実の年月日（法人の履歴事項全部証明書の「就任」日）を記入。「登記」日は記入しない。

項番 21 ◎役員に関する事項（法人の場合）

変更後	変更年月日	R	2	年	10	月	01	日	変更区分 1. 就退任 2. 氏名	
	役名コード	02	該当する番号を記入							
	登録番号									
	フリガナ	アイチ タロウ								
	氏名	愛知 太郎								
	生年月日	S	35	年	09	月	30	日		
変更前	変更年月日	R	2	年	10	月	01	日	変更区分 1. 就退任 2. 氏名	
	役名コード	02	該当する番号を記入							
	登録番号	23	80808							
	フリガナ	アイチ ハナコ								
	氏名	愛知 花子								
	生年月日	S	55	年	05	月	21	日		

確認欄 ※

21

変更後	変更年月日			年		月		日	○有効期限内の宅建士証の交付を受けている場合、登録番号を右詰めで記入 ○愛知県知事の登録を受けている宅建士は最初の2桁は「23」
	役名コード								
	登録番号								
	フリガナ								
	氏名								
変更前	変更年月日			年		月		日	○有効期限内の宅建士証の交付を受けている場合、登録番号を右詰めで記入 ○愛知県知事の登録を受けている宅建士は最初の2桁は「23」
	役名コード								
	登録番号								
	フリガナ								
	氏名								

確認欄 ※

参考①

② 役員の新たな就任のみの場合（追加）は、「変更後」の欄は記入し、「変更前」の欄は空欄とすること  
 ① 役員の退任のみの場合は、「変更前」の欄は記入し、「変更後」の欄は空欄とすること（この場合も「変更区分」の「1」の記入を忘れないようすること）

参考②

② 代表者（代表取締役）を退任し、役員（取締役）として留任する場合は、「代表者又は個人に関する事項」の「変更前」に記入し、「役員に関する事項」の「変更後」に記入すること  
 ① 役員（取締役）である者が代表者（代表取締役）に就任する場合は、「代表者又は個人に関する事項」の「変更後」に記入し、「役員に関する事項」の「変更前」に記入すること  
 ③ 代表者（代表取締役）を退任し、役員（取締役）も退任する場合は、「代表者又は個人に関する事項」の「変更前」のみに記入すること

「※」部分は記入不要

受付番号

届出時の免許証番号

第一面と同じ

項番

30

事務所の別	1	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	※事務所コード	
事務所の名称	株式会社愛知県不動産			

○事務所に関する事項に変更があった場合に記入  
○変更後は移転先、変更前は移転前を記入

○法人業者の場合 変更の事実の年月日（法人の履歴事項全部証明書の「移転」日）を記入。「登記」日は記入しない。  
○個人業者の場合 変更の事実の年月日を記入

変更区分

2

- 1. 新設・廃止
- 2. 名称・所在地

該当する番号を記入

◎事務所に関する事項

31	変更年月日	R		2	年	1	0	月	0	1	日	
変更後	事務所の別	1	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所		※事務所コード							
	事務所の名称	株式会社愛知県不動産										
	郵便番号	4	4	0	8	5	1	5				
	所在地市区町村コード	2	3	2	0	1	7	愛知 都道府県		豊橋	市市区	区町村
	所在地	八町通5-4										
	電話番号	0	5	3	2	5	4	5	1	1	1	
従事者の数	3											

○法人業者の場合 変更の事実の年月日（法人の履歴事項全部証明書の「移転」日）を記入。「登記」日は記入しない。  
○個人業者の場合 変更の事実の年月日を記入

電話は他の法人等と重複しない固有のもの  
携帯電話、IP 電話（固定電話と同様でないもの）、フリーダイヤル不可

電話番号変更あり

電話番号変更の「あり」、  
「なし」を記入する

確認欄 ※

○政令使用人の就退任があった場合に記入  
○変更後は就任者、変更前は退任者を記入

旧電話番号 052-954-6582

◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項

32	変更年月日				年			月			日
変更後	登録番号										
	フリガナ										
	氏名										
	生年月日					年					日
変更前	変更年月日					年					日
	登録番号										
	フリガナ										

旧電話番号を記入

変更区分

- 1. 就退任
- 2. 氏名

参考

確認欄 ※

- ①使用する事務所の面積に変更があった場合も変更の届出を提出すること
- ②同一建物内での事務所の移動であった場合も変更の届出を提出すること
- ③電話番号のみの変更があった場合も変更の届出を提出すること

「※」部分は記入不要

第一面と同じ

2 6 0

受付番号

※					
---	--	--	--	--	--

届出時の免許証番号

2	3	(1)		3	8	8	0	0
---	---	-----	--	---	---	---	---	---

項番

30

事務所の別	1	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	※事務所コード		
事務所の名称	株式会社愛知県不動産				

- 専任の宅地建物取引士の就退任があった場合に記入
- 変更後は就任者、変更前は退任者を記入

該当する番号を記入

◎専任の宅地建物取引士に関する事項

41

変更年月日	R		2	年	1	0	月	0	1	日
登録番号	2	3		9	9	9	9	9		
フリガナ	オワリケンタロウ									
氏名	尾張 県太郎									
生年月日	S		5	年	0	1	月	0	1	日

変更区分

- 1. 就退任
- 2. 氏名

○登録番号を右詰めで記入

○愛知県知事の登録を受けている宅建士は最初の2桁は「23」

変更年月日	R		2	年	1	0	月	0	1	日
登録番号	2	3		8	0	8	0	8		
フリガナ	アイチ ハナコ									
氏名	愛知 花子									

確認欄

※

41

変更年月日				年			月			日
登録番号										
フリガナ										
氏名										
生年月日				年			月			日

変更区分

- 1. 就退任
- 2. 氏名

変更年月日				年			月			日
登録番号										
フリガナ										
氏名										

確認欄

※

参考

- ①専任の宅地建物取引士の就任のみの場合は、「変更後」の欄は記入し、「変更前」の欄は空欄とすること
- ②専任の宅地建物取引士の退任のみの場合は、「変更前」の欄は記入し、「変更後」の欄は空欄とすること（この場合も「変更区分」の「1」の記入を忘れないようすること）



# このページの記入例は従たる事務所の新設の場合

(第四面)

「※」部分は記入不要

第一面と同じ

2 6 0

受付番号

届出時の免許証番号

※

2 3 (1) 3 8 8 0 0

項番

30

事務所の別	2	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	※事務所コード	
事務所の名称	知多支店			

従たる事務所の新設の場合は、本届出書の届出日を記入

該当する番号を記入

◎専任の宅地建物取引士に関する事項

41

変更年月日	R		2	年	1	0	月	0	1	日	
登録番号	2	3	8	8	8	8	8				
フリガナ	オワリ シロウ										
氏名	尾張 次郎										
生年月日	S		4	5	年	0	5	月	2	1	日

変更区分

1 1. 就退任  
2. 氏名

○登録番号を右詰めで記入  
○愛知県知事の登録を受けている宅建士は最初の2桁は「23」

変更年月日				年			月			日
変	登録番号									
更	フリガナ									
前	氏名									

確認欄

※

41

変更年月日				年			月			日
変	登録番号									
更	フリガナ									
後	氏名									
	生年月日									

変更区分

1. 就退任  
2. 氏名

変更年月日				年			月			日
変	登録番号									
更	フリガナ									
前	氏名									

確認欄

※

## 参考

- ①従たる事務所の新設の場合は、「変更後」の欄は記入し、「変更前」の欄は空欄とすること
- ②従たる事務所の廃止の場合は、「変更前」の欄は記入し、「変更後」の欄は空欄とすること（この場合も「変更区分」の「1」の記入を忘れないようすること）

市区町村コード					
名古屋市	コード	名古屋市以外	コード	愛知郡	コード
千種区	231011	豊橋市	232017	東郷町	233021
東区	231029	岡崎市	232025		
北区	231037	一宮市	232033	西春日井郡	コード
西区	231045	瀬戸市	232041	豊山町	233421
中村区	231053	半田市	232050		
中区	231061	春日井市	232068	丹羽郡	コード
昭和区	231070	豊川市	232076	大口町	233617
瑞穂区	231088	津島市	232084	扶桑町	233625
熱田区	231096	碧南市	232092		
中川区	231100	刈谷市	232106	海部郡	コード
港区	231118	豊田市	232114	大治町	234249
南区	231126	安城市	232122	蟹江町	234257
守山区	231134	西尾市	232131	飛島村	234273
緑区	231142	蒲郡市	232149		
名東区	231151	犬山市	232157	知多郡	コード
天白区	231169	常滑市	232165	阿久比町	234419
		江南市	232173	東浦町	234427
		小牧市	232190	南知多町	234451
		稲沢市	232203	美浜町	234460
		新城市	232211	武豊町	234478
		東海市	232220		
		大府市	232238	額田郡	コード
		知多市	232246	幸田町	235016
		知立市	232254		
		尾張旭市	232262	北設楽郡	コード
		高浜市	232271	設楽町	235610
		岩倉市	232289	東栄町	235628
		豊明市	232297	豊根村	235636
		日進市	232301		
		田原市	232319		
		愛西市	232327		
		清須市	232335		
		北名古屋市	232343		
		弥富市	232351		
		みよし市	232360		
		あま市	232378		
		長久手市	232386		